

2. 提言の基調

阪神・淡路大震災から10年間の創造的復興の取り組みについて、総括検証、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野54テーマにわたって、検証担当委員による検証・提言がなされた。

ここでは、これらの検証・提言に共通する基本的な考え方や方向性などを、未来への提言の基調としてとりまとめた。

私たちは、今回の総括検証を通じて、誰もが**安全で安心**して暮らせるまちづくりを進めるとともに、すべての人がともに生きることを実感できる「**共生**」社会を実現していくことの大切さを痛感した。これは、震災の経験と教訓から導き出された、今後の社会づくりの目標像ともいえよう。

そして、このような安全で安心な共生社会をつくっていくためには、災害時における**地方主体の復興**はもとより、平時から、地方が、住民の主体的な参画を得ながら、自律的・独創的な地域づくりを進めることができるよう、**地方分権**を一層推進するとともに、県民と県民、県民と行政のパートナーシップを確かなものとし、**参画と協働**に基づく地域づくりを展開していくことが重要である。

また、安全で安心な共生社会の実現に向けた具体的な取り組みとしては、震災の教訓を踏まえた**実戦的な危機管理体制を構築**するとともに、成熟社会における大規模災害からの**応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みの充実**、復興過程で先導的に取り組んだ**高齢者等の「災害弱者」への対応**のさらなる発展を図っていくことが必要である。

加えて、震災を契機にした新たな取り組みの成果や地域のポテンシャルを最大限に生かしながら、**地域の活力とにぎわいづくり**を進めるとともに、**文化や街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくり**を推進することが望まれる。

さらには、災害時はもとより平時から、**地域間の連携・交流や国際防災協力を推進**することも求められる。

私たちは、被災地の責務として、**震災の経験と教訓**を、地域を超え、時代を超えて、**継承・発信**していかなければならない。

震災の教訓を踏まえた今後の社会づくりの目標像

1. 安全・安心なまちづくり

- 災害に強いまちづくりに向けた基盤整備
- コミュニティの育成と「防災協働社会」の構築
- ハード・ソフト両面にわたる「安全・安心なまちづくり」の総合的推進

2. 「共生」社会の実現

- コミュニティや地域団体等の再評価・活性化
- 様々な主体が支え合い、ともに生きる社会づくり
- 持続可能な「共生」社会の実現

取り組みの手法

3. 地方主体の復興と地方分権の推進

- 地方主体の復興とその課題
- 「地方主体の復興」を支える制度的・財政的保障
- 自律的・独創的な地域づくりに向けた、地方主体の復興と地方分権の推進

4. 参画と協働の推進

- 自律的市民社会を支える仕組みの萌芽
- 「新しい公」と、参画と協働の地域づくり
- 県民と県民、県民と行政のパートナーシップによる参画と協働

目標実現のための取り組み

5. 実効的な危機管理体制の構築

- 震災を教訓とした危機管理体制の充実
- 実効的かつ広域的な危機管理体制の構築
- 真に実効性ある危機管理体制に向けた取り組みの推進

6. 応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みの充実

- 震災を契機にした新たな生活・住宅再建の仕組みづくり
- 大規模災害に備えた「自助」「共助」「公助」の仕組みの充実
- 成熟社会における応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みの構築

7. 高齢者等の「災害弱者」への対応

- 災害弱者へのきめ細かな対応や新たな取り組みの展開
- 震災を契機にした先導的な取り組みの充実
- 高齢者等が生きがいを持って暮らせる新たな仕組みの構築

8. 地域の活力とにぎわいづくり

- 震災を契機とした新たな取り組みの展開
- 産業復興の仕組みづくりと産業構造改革
- 地域の個性や資源を生かした地域づくり

9. 文化や街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくり

- 震災からの文化や街並み等の再生
- 震災の教訓を生かした取り組みの発展
- 文化や街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくりの推進

10. 地域間の連携・交流

- 全国的な連携・ネットワークの広がり
- 被災地への支援ネットワークの構築
- 危機管理の視点にも立った連携・交流の仕組みの定着
- 地域間の連携・交流の着実な推進

11. 国際防災協力の推進

- 国際的な防災協力・連携の広がり
- 震災の教訓を踏まえた防災協力の仕組みづくり
- 国際社会が連携した国際防災協力の推進

12. 震災の経験と教訓の継承・発信

- 「災害文化」の醸成
- 震災の経験と教訓の継承・活用
- 「1. 17は忘れない」ための取り組みの展開

基調 1 安全・安心なまちづくり

阪神・淡路大震災は、これまでのまちづくりにおいて、「利便」「効率」「成長」が重視され、「安全・安心」の視点がおろそかにされてきたことへの大きな警告を発した。人々の間に蔓延していた「安全神話」は、近代都市の構造物とともに一瞬にして崩れ去り、共同体意識が希薄になっていた都市生活の脆さも明らかになった。

こうした反省のうえに立って、被災地では、堅牢でしなやかな都市基盤や、「自助」「共助」「公助」による救助の仕組み、地域のセーフティネットが整った「安全・安心なまち」を目指して、取り組みが進められてきた。

(災害に強いまちづくりに向けた基盤整備)

まちづくりにあたっては、あらゆる面にわたり、災害や事故等を想定したネットワーク等の多重化や代替性の確保に配慮しつつ、①交通インフラやライフラインをはじめとする都市の防災構造を強化するとともに、②広域的な視点に立った多核ネットワークの形成、③住宅や公共施設等の耐震化、構造物の検査体制の充実、④防災拠点や災害救急医療拠点の整備、⑤ユニバーサルデザインのまちづくり、⑥水と緑のネットワーク化を図るなど、継続的、長期的に、災害に強いまちへと変貌させていくことが重要である。

そのため、明確な減災目標を設定したアクションプログラムを作成するなど、体系的かつ戦略的に取り組むとともに、とりわけ、既存建築物の耐震診断・耐震補強について、効果的な促進策を確立することが急務である。

(コミュニティの育成と「防災協働社会」の構築)

また、一人ひとりの生活のなかに、減災の思想が根付き、ともに協力して災害に強い地域社会づくりを進めることも重要である。

そのため、防災情報の共有化、防災教育・防災学習の充実、地域の安全・安心を支える人材の育成などにより、地域力・市民力を高め、危機管理機能や福祉機能を有するコミュニティを育成するとともに、自主防災組織やまちづくり協議会をはじめ行政、企業、地域団体、NPO/NGO 等、地域社会を支える様々な主体が連携した「防災協働社会」を構築する必要がある。

(ハード・ソフト両面にわたる「安全・安心なまちづくり」の総合的推進)

近年、犯罪や青少年の非行の増加、テロや民族紛争等による国際情勢の緊迫化、世界的な地震や洪水等の自然災害の多発など、我々の社会を取り巻く状況は、混迷と不安の度合いを深めている。

とりわけ、震災から10年目となる平成16年には、度重なる台風等による風水害や新潟県中越地震等、災害が頻発し、また、近い将来には、東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模な自然災害の発生が懸念されている。

我々は、こうした自然災害に備えて、防災はもとより、医療、看護、福祉など幅広い分野において、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりに向けた先導的取り組みをさらに発展させながら、様々な主体の参画と協働によって、ハード・ソフト両面にわたる継続的な取り組みを進めていかなければならない。

基調2 「共生」社会の実現

阪神・淡路大震災の直後には、被災現場での被災者相互の助け合い、避難所等での励まし合いや支え合いなどによって、多くの人々の生命が救われるとともに、人々の心身の安定や元気の回復につながった。また、全国から駆けつけた延べ138万人のボランティアをはじめ、国内外から様々な支援の手が差し伸べられた。

震災からの復興にあたっては、高齢化・成熟化が進む21世紀に向けて、人と自然、人と人、人と社会が調和する『共生社会』を目指して取り組んできた。

- ・一人ひとりが主体的に自らの生活を創造しながら共に生きる社会
- ・阪神・淡路地域の持つ文化的風土のうえに立ちながら外国にも開かれた社会
- ・自然への畏敬の念を持ち、自然と共生しながら、命を守り育む、アメニティ豊かな社会

(コミュニティや地域団体等の再評価・活性化)

復旧・復興の過程では、自治会や婦人会、消防団など地域住民による団結や協力が、被災現場や避難所等での対応に功を奏し、また、コミュニティにおける人と人の結びつきが、安全・安心や生きがいを創り出すことを確認した。このようなコミュニティや地域団体の果たす役割を再評価するとともに、さらなる取り組みの活性化を図っていくことが求められる。

(様々な主体が支え合い、ともに生きる社会づくり)

加えて、震災を契機に広がったNPO/NGO等による活動をさらに充実していくための仕組みづくり、まちづくり協議会等による住民主体のまちづくり、震災後、飛躍的に組織率を伸ばした自主防災組織における活動の活性化などを進めていくとともに、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの視点も踏まえながら、年齢、性別、国籍等を異にする様々な人々が、いきいきと元気に支え合い(エンパワーメント)、ともに生きる社会を創造していくことが重要である。

(持続可能な「共生」社会の実現)

このような助け合い、支え合い、ともに生きる「共生」の大切さは、大震災から学んだ大きな教訓の一つである。また、それは、少子・高齢化やグローバル化、地球環境問題等の進展に伴い、県民ニーズが多様化・複雑化する中で、本格的な成熟社会を支える社会原理となるものであり、ひいては、「安全・安心なまちづくり」にもつながるものでもある。

今後とも、自律した人々が、地域、世代、民族、文化を超えて連帯するとともに、「水と緑のネットワークの形成」など、自然環境の保全・創造や循環型社会づくりを進めながら、すべての人々がともに生きることを実感できる持続可能な「共生」社会の実現に向けて取り組んでいかなければならない。

基調3 地方主体の復興と地方分権の推進

阪神・淡路大震災からの復興にあたっては、国の阪神・淡路復興委員会からの提言を踏まえ、関東大震災時のような中央主導による復興ではなく、地元主体の復興を政府が支援するという方針がとられた。

(地方主体の復興とその課題)

このため、県や被災市町が中心となった復興計画づくりが進められたほか、復旧・復興事業に対して、国からの大規模な財政支援や各種の特例措置が講じられた。

また、震災後に設立された阪神・淡路大震災復興基金は、被災者の生活支援や住宅支援等を、機動的・弾力的に行うことができる仕組みとして、被災地の復興に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、復興事業に対する国の財政的支援等を明確にした特別法の法制化は実現しなかった。また、災害応急対策や災害復旧については、災害対策基本法等において、一定の制度的な保障がなされているものの、「復興」については、今日においてもなお、その概念すら明確にされておらず、地方による創造的な復興を進める上での制度的・財政的な壁となっている。

(「地方主体の復興」を支える制度的・財政的保障)

大規模災害からの復興にあたっては、被災した地域が、個性豊かな、旧に倍して魅力ある地域に蘇り、そこに暮らす人々に愛着を生むまちづくりが求められることから、中央による画一的な基準に拠るのではなく、災害の状況や地域特性等を考慮しながら、地方主体の復興が制度的にも財政的にも保障されることが重要である。

このため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、「復興」の法的位置づけや、国と地方の責任や権限、役割分担などを明確にするための「復興」に関する基本法の制定のほか、復興基金の仕組みの制度化などについて、取り組んでいくことが望まれる。

(自律的・独創的な地域づくりに向けた、地方主体の復興と地方分権の推進)

国と地方の新たな関係を構築するための三位一体改革が進められているなか、災害時における地方主体の復興はもとより、平時から、地方が住民の主体的な参画を得ながら、自律的・独創的な地域づくりを進めることができるよう、今後とも、一層の地方分権を推進していかなければならない。

基調４ 参画と協働の推進

阪神・淡路大震災の直後には、被災者同士の助け合い、自治会や消防団など地域コミュニティを軸とした支え合いや協力に加え、全国から約１３８万人ものボランティアが被災者への支援に駆けつけた。このことから、平成７年は「ボランティア元年」と称され、「防災とボランティアの日（１月１７日）」「防災とボランティア週間（１月１５日～２１日）」が制定された。

（自律的市民社会を支える仕組みの萌芽）

その後、震災を契機として生まれ広がってきた NPO/NGO 等による地域力・市民力を生かした活動の全国的な展開に伴い、平成１０年１２月には、特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行され、特定非営利活動に対する制度的な仕組みも整備されつつある。兵庫県においても、平成１５年４月に、県民の参画と協働の推進に関する条例が施行され、地域社会の共同利益の実現や県行政の推進への参画と協働の取り組みが進められている。

また、被災者と行政の間を橋渡しする被災者復興支援会議や NPO と行政の協働会議などの取り組みに見られるような、行政と民間の協働による現場主義に基づくニーズ把握や率先提言の仕組み、各種団体・グループ、NPO/NGO 等が結集し、生活復興県民運動として、きめ細かい取り組みを展開してきた生活復興県民ネットの活動、行政とまちづくり協議会の協働による地域づくりの合意形成の仕組みなど、これからの市民社会に対応した行政と民間の連携による取り組みも進んできている。

（「新しい公」と参画と協働の地域づくり）

今後の成熟社会における地域づくりにあたっては、このような震災を契機にした市民社会意識に根ざした取り組みや仕組みづくりをさらに発展させ、県民一人ひとりが自分たちの地域に関わり、みんなで「新しい公」を創出するとともに、地域課題の解決を図るため、「参画と協働」による地域づくりに積極的に取り組んでいくことが重要である。

そのため、①地域団体、NPO/NGO 等の多様な主体のパートナーシップを確立するためのネットワーク化や中間支援組織への支援、②県と市町の適切な連携と役割分担、③組織ではなく活動そのものに着目した地域づくり活動への支援の仕組みの再構築、④県民の目に見える形での政策形成・実施の仕組み・基準づくりなどを進めていくことが求められる。

（県民と県民、県民と行政のパートナーシップによる参画と協働）

このような取り組みを通じて、県民主役のもと、県民相互、県民と行政のパートナーシップをより一層確かなものとし、人と人、地域と地域をつなぐ多彩な協働を上げ、参画と協働に基づく地域づくりを進めていかなければならない。

基調5 実戦的な危機管理体制の構築

阪神・淡路大震災では、国や地方公共団体の初動体制や、自衛隊をはじめ防災関係機関の連携等、危機管理体制のあり方が問われた。大震災から、応急・復旧及び復興対策にわたる数多くの教訓を得たが、そのなかでも、平素からの十分な備えがなければ、いざ災害が起きた時に、迅速かつ確に対応することは困難であるという教訓は、とりわけ重要なものである。

(震災を教訓とした危機管理体制の充実)

兵庫県では、こうした教訓を踏まえ、地域防災計画を抜本的に見直すとともに、災害対策活動の中核拠点として、全国自治体初の防災専用庁舎である災害対策センターを開設し、24時間監視・即応体制がとられている。また、迅速な要員参集のための災害待機宿舎や、関係機関が防災情報を共有する災害対応総合情報ネットワークシステムの整備、さらには、広域防災センターや災害医療センターなど、危機管理体制を支える基盤整備が進展するとともに、市街地型訓練や図上訓練など実戦的な防災訓練が展開されるに至っている。

(実戦的かつ広域的な危機管理体制の構築)

今後、平成16年台風第23号による災害や新潟県中越地震等における対応状況なども考慮しつつ、①都道府県・市町村や、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関の連携強化や情報共有化の徹底、②迅速な避難誘導體制の確立、③緊急輸送路や陸・海・空にわたる緊急交通網の充実、④防災ボランティアのマネジメントシステムの確立、⑤防災対策を支える人材の育成など、より実戦的な危機管理体制の構築を目指す必要がある。

また、今世紀前半に発生する可能性が高い東海・東南海・南海地震など、津波を伴い、広域にわたる大規模災害に備えて、災害時の組織形態や指揮命令系統、関係機関間の組織間調整、応援体制など、様々な観点から検討を加え、都道府県域を超えた広域的な危機管理体制の確立に努める必要がある。

(真に実効性ある危機管理体制に向けた取り組みの推進)

将来にわたり、危機管理体制を真に実効性あるものにするには、危機管理に関する計画やマニュアルの作成から、研修・訓練の実施、さらには計画・マニュアルの評価に至る循環システムを確立し、絶えざる点検強化に取り組まなければならない。

基調 6 応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みの充実

阪神・淡路大震災は、高齢化が進む成熟社会を襲った震災であり、災害救助法が制定（昭和22年）された当時とは、社会経済情勢が大きく変化していることから、被災高齢者など厳しい状況に置かれた被災者にとって、これまでのような自力復興はなかなか困難なものとなった。

（震災を契機にした新たな生活・住宅再建支援の仕組みづくり）

このため、高齢者世帯などをはじめとして、厳しい状況に置かれた被災者の生活再建を支援するため、生活復興資金の貸付や阪神・淡路大震災復興基金を活用したきめ細かい生活支援・住宅支援などが実施された。また、平成10年5月に、被災者生活再建支援法が成立し、法律の付帯決議を受けて、被災地では、被災者自立支援金制度が創設された。住宅再建支援については、平成16年4月に同法が改正され、国の居住安定支援制度が創設されたが、住宅本体への支援が課題として残されている。

（大規模災害に備えた「自助」「共助」「公助」の仕組みの充実）

このように、阪神・淡路大震災を契機として、新たな被災者支援の仕組みづくりが進みつつあるが、近い将来に発生が予測されている東海・東南海・南海地震等の大規模災害に備えるためにも、今後さらに、制度や仕組みの充実を図っていくことが急務である。

そのため、現物給付を基本とした応急救助のあり方の見直しや、生活再建のスピードに柔軟に対応できる貸付金制度の創設、生活復興にかかる公的支援制度のパッケージ化と一括提示などの仕組みづくりを進める必要がある。

とりわけ、住宅再建支援については、地震保険などの自助努力や公的な支援だけでは限界があることから、住宅所有者間の相互扶助を基本とする共済制度の仕組みなど、「自助」「共助」「公助」が一体となった仕組みを構築することが求められる。

（成熟社会における応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みの構築）

今後とも、災害救助法や被災者生活再建支援法等の運用状況や、地震のみならず自然災害における被害の実態、被災者のニーズなどを踏まえつつ、多様な選択肢の準備や制度の弾力的運用など、復興過程全体を見据えて、成熟社会における災害からの応急救助や生活・住宅再建支援の仕組みを構築していかなければならない。

基調 7 高齢者等の「災害弱者」への対応

阪神・淡路大震災の直後においては、高齢者や障害者、病弱者、外国人などのいわゆる「災害弱者」は、安全な場所への避難や、避難所での生活において困難が生じた。

（災害弱者へのきめ細かな対応や新たな取り組みの展開）

震災からの復興にあたっては、特別養護老人ホームの緊急整備や、ケアハウス、高齢者グループホーム、障害者施設の整備、外国人県民情報センターによる生活情報等の提供など、災害弱者へのきめ細かい対応が図られた。

特に、応急仮設住宅やその後の災害復興公営住宅においては、被災高齢者の閉じこもりや孤独死などの問題が生じたことから、生活援助員（LSA）や高齢世帯生活援助員（SCS）、いきいき県住推進員、民生委員・児童委員など各種の支援者による見守り活動が進められるとともに、看護ボランティアによる「まちの保健室」の活動、NPO/NGO 等やグループ等による被災高齢者の仲間づくりや生きがいづくりへの支援の取り組みが進められてきた。

さらに、震災によるトラウマや PTSD（心的外傷後ストレス症候群）などに対しては、被災者のこころのケアに対応するセンターや健康福祉事務所のこころのケア相談室の設置、児童生徒のこころのケアに対応する教育復興担当教員の配置などのほか、平成 16 年 4 月には、こころのケアに関する全国的な拠点となる兵庫県こころのケアセンターが設置された。

（震災を契機にした先導的な取り組みの充実）

今後は、震災を契機にして、本格的な少子・高齢社会における諸課題を先取りする形で実験的・先導的に進められてきたこのような取り組みをさらに充実させていくことが重要である。

そのため、これらの取り組みの成果や課題を踏まえながら、①新たな地域ケアシステムの構築、②情報機器等を活用した見守りシステムの充実、③地域住民同士による支え合いのシステムづくりや温かいコミュニティづくり、④こころのケア対策の充実や情報提供のシステム化などを進める必要がある。

（高齢者等が生きがいを持って暮らせる新たな仕組みの構築）

このような取り組みを通じて、大規模災害時における「災害弱者」はもちろん、平時においても、高齢者や障害者等が暮らしやすく、生きがいを持って生活できるよう、震災の経験と教訓を生かした新たな仕組みを構築し、さらに定着、発展させていかなければならない。

基調 8 地域の活力とにぎわいづくり

震災によって大きな打撃を受けた被災地の産業は、その後の復興特需の消滅や全国的な景気低迷の影響を受けながらも、新しい再出発に懸命の努力を重ね、官民の各種の文化活動とも結んで、地域の活力とにぎわいの回復に大きく貢献してきた。

(震災を契機とした新たな取り組みの展開)

震災からの産業復興にあたっては、中小企業総合相談所による支援や、県、市、政府系金融機関等による災害復旧資金貸付等の金融支援、復興支援工場の設置、災害復旧高度化事業を活用した被災商店街等の基盤施設整備など、被災地の一日も早い産業基盤の復旧・再生が図られた。

同時に、21世紀の成熟社会に向けた新たな産業構造を構築することを目指し、エンタープライズゾーン構想の提案がなされたほか、①産業復興条例（産業集積条例）の制定とその後の構造改革特区の設置、②中小企業・地場産業の新分野進出・経営革新、③商店街等のコミュニティ機能を高めるソフト事業や集客イベント等の展開、④事業規模全国トップの「新産業創造プログラム」、⑤（財）新産業創造研究機構や（財）阪神・淡路産業復興推進機構などによるベンチャー企業の育成や産官学連携の取り組みなど、被災地の未来を拓く新たな取り組みが進められてきた。また、震災後のボランティア等による活動から発展したコミュニティ・ビジネスの広がりや、政労使三者による兵庫型ワークシェアリングの推進などのほか、被災地内外から約500万人が訪れる神戸ルミナリエは、神戸の冬の風物詩として定着している。

(産業復興の仕組みづくりと産業構造改革)

今後は、震災の経験と教訓を踏まえながら、将来の大規模災害時における産業復興に向けた仕組みづくりを進めるとともに、新しい発展に向けた産業構造改革への取り組みをさらに推進していくことが重要である。

そのため、産業復興を支援する総合的なマネジメント・システムや復興地域金融システムの構築、災害時ワークシェアリングなどの検討を進めるとともに、中小企業等の経営革新・第二創業の一層の推進、商店街の地域への回帰、規制緩和の積極的な推進、観光プロモーションの革新などを進めていく必要がある。

また、被災地各地では、市街地に点在する空き地等を活用して、「花・緑」による景観形成やイベント等の開催など、まちのにぎわいを創出する取り組みが行われているが、このような県民の創意工夫による地域づくりの取り組みを、今後とも一層展開していくことが求められる。

(地域の個性や資源を生かした地域づくり)

こうした取り組みを通じて、産業・雇用のセーフティネットを確保しながら、地域の個性や資源を最大限に生かし、活力とにぎわいを創出する地域づくりを進めていかなければならない。

基調 9 文化や街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくり

阪神・淡路大震災は、文化財や文化施設等の文化資源や街並み・景観を破壊したが、行政や地域の人々、団体等の協働のもと、その再生に向けた取り組みが展開された。

（震災からの文化や街並み等の再生）

被災地では、震災直後から、被災者を励ますためのコンサートや演劇公演・展覧会などが行われ、震災で傷ついた被災者の心を癒すとともに、震災で一時途切れた伝統的な祭りの復活や、震災によって減少した芸術文化の鑑賞・発表機会を拡充するための支援などの取り組みは、被災者に勇気を与え、夢と希望につながった。

また、震災で被害を受けた指定文化財をはじめとする文化財や、美術館・博物館等の文化施設・文化ホール等は、早期に復旧したほか、復興のシンボルとなる文化の拠点として、神戸アートビレッジセンター（H 8 . 4 開館）や県立美術館「芸術の館」（H 1 4 . 4 開館）がオープンするとともに、平成 1 7 年秋の開館を目指して、芸術文化センターの整備も進んでいる。

さらに、神戸・北野町の近代建築や灘の酒蔵など歴史的景観の再生が進められるとともに、景観ルネサンス・まちなみ保全事業やまちなみ緑化事業が実施され、地域独自の街並みや景観の保全に向けた取り組みも進んでいる。

（震災の教訓を生かした取り組みの発展）

今後は、このような震災の教訓を生かした取り組みをさらに発展させ、芸術文化や文化財を生かした地域づくり、人づくりや、景観形成を考慮したまちづくりを進めていくことが重要である。

そのため、①文化活動を担う人材や団体の活動を支える仕組みづくり、②芸術文化施設の創造・発信機能の強化や施設運営への住民参画の促進、③文化財を活用した地域づくりや防災性の向上、④住民と行政が連携した街並み・景観に配慮したまちづくりの推進などの取り組みを進めていく必要がある。

（文化や街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくりの推進）

地域の祭りなどの伝統文化、音楽や演劇などの芸術文化、地域固有の街並み・景観などは、地域の個性を形成するとともに、地域に住む人々に、やすらぎやうるおい、安心や元気を与えることから、今後とも、地域の様々な主体の参画と協働のもとで、総合的な地域文化の振興や、街並み・景観を生かした個性豊かなまちづくりを進めていかなければならない。

基調 10 地域間の連携・交流

阪神・淡路大震災の直後には、国や全国の自治体から、多くの応援職員や支援チーム等が被災地に派遣されたほか、電力・ガス業界や生協等の全国的なネットワークを活用した支援も行われ、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。また、全国各地から延べ138万人ものボランティアが駆けつけ、避難所等で炊き出しを行うなど、被災地の各地で活躍した。

（全国的な連携・ネットワークの広がり）

震災後、全国的に、自治体間の相互応援に関する協定が急増しており、その中には、平時における地域間交流が契機になったものも少なくない。また、平成16年の台風第23号による風水害や新潟県中越地震の際にも、行政職員や人と防災未来センターの専門家等による支援チーム等が、被災地に迅速に派遣されたほか、ボランティアやNPO/NGO等も、被災地にいち早く駆けつけ、支援活動を行うなど、全国的な連携・ネットワークの輪が広がっている。

（被災地への支援ネットワークの構築）

今後、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、大規模災害が発生した際には、人と防災未来センター等の防災関係機関が連携して、速やかに、支援チーム等を被災地に派遣し、必要な支援を行なうためのシステムづくりやネットワークづくりが求められる。

（危機管理の視点にも立った連携・交流の仕組みの定着）

さらに、阪神・淡路大震災では、日頃から交流のあった農山漁村地域からの水や食糧の供給などといった支援も見られたが、近年では、グリーンツーリズムやブルーツーリズム、都市部の商店街と郡部の農家等の連携などの都市と農山漁村の交流が広がりつつある。こうした動きを、一過性の自然体験等の取り組みにとどまらず、地域特性やポテンシャルを生かしながら、危機管理の視点にも立った継続的な連携・交流の仕組みとして定着させていくことが必要である。

（地域間の連携・交流の着実な推進）

日常的な交流の中で形成される人的・物的なネットワークは、非常時に大きな力を発揮することが期待される。我々は、今後とも、防災・産業・ツーリズムなど様々な分野において、地域間の連携・交流を着実に進めていかなければならない。

基調 1 1 国際防災協力の推進

阪神・淡路大震災以降、世界各地では、トルコ北西部大地震、台湾大地震、インド南西部大地震、イラン南東部大地震などをはじめとする大規模災害が頻繁に発生しており、防災や災害からの復興は、時代や地域、民族の違いを超えた世界共通の課題である。

（国際的な防災協力・連携の広がり）

これらの被災地に対しては、①災害義援金による支援のほか、②阪神・淡路大震災の応急・復旧・復興対策に従事したスタッフによる支援チームの派遣や震災の経験と教訓に基づく助言、③震災時に建設され、所期の目的を果たした応急仮設住宅の海外被災地への提供、④JICA（国際協力機構）等と連携した防災等に関する研修生の受け入れなど、国はもとより阪神・淡路大震災の被災自治体やNPO/NGO等による国際的な防災協力活動が展開されている。

また、神戸東部新都心においては、人と防災未来センターをはじめ、アジア防災センター、国連人道問題調整事務所（OCHA）神戸、国連地域開発センター防災計画兵庫事務所などが集積し、国際防災・人道支援拠点が形成されつつあるほか、兵庫県では、米国ワシントン州及びカリフォルニア州との防災協定も締結されている。

（震災の教訓を踏まえた防災協力の仕組みづくり）

今後とも、被災地の責務として、世界各地で発生する地震等の大規模災害に対して、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた積極的な支援を行っていくことが求められる。

一方、防災や復興に係る体制は、国によって大きく異なっており、わが国にとって学ぶべきことが多いのも事実である。国際的な防災に関する人材育成や相互交流を充実させるとともに、震災の経験と教訓に関する資料やデータ等の多言語化、海外への発信などを進め、災害情報を共有化していく必要がある。

さらに、世界各地で発生する自然災害に対して、円滑かつ効果的に対応するため、被災国の復興等について一元的な窓口を設けて、総合的に支援するためのシステムづくりも求められる。

（国際社会が連携した国際防災協力の推進）

平成17年1月に、国連防災世界会議（兵庫・神戸会議）が神戸市で開催されるのを機に、同会議で策定される21世紀の国際防災戦略（兵庫戦略）を踏まえつつ、国際社会が連携して自然災害からの復興支援を行う際の調整機関となる「国際防災復興協力センター（仮称）」構想の実現を図るなど、人類の安全と共生に向け、今後とも、積極的に、国際防災協力を進めていかなければならない。

基調 1 2 震災の経験と教訓の継承・発信

「災害列島」とも称されるわが国では、歴史上、地震や津波による災害が繰り返し発生するとともに、毎年のように、台風や前線による風水害や土砂災害などに見舞われている。そのため、「日本は、特殊な天変地異に絶えず脅かされなければならない運命のもとに置かれていることを一日も忘れてはならない」といった警告もなされてきた。

しかしながら、「天災は忘れた頃にやってくる」とも言われるように、人々の意識においては、大規模災害のような「非日常」の出来事であっても、時間の経過に伴い、とかく日常生活の中で忘れ去られ、風化してしまいがちである。

（「災害文化」の醸成）

こうした自然災害による被害をできるだけ軽減し、人々の悲しみや苦しみを繰り返さないためにも、我々は、日々の生活の中で、水や食料を備蓄したり、家具を固定するなどの行動を浸透、定着させ、家庭や地域、職場、学校など社会全体にわたって、災害に対する備えの意識に根ざした「災害文化」を醸成していく必要がある。

（震災の経験と教訓の発信・活用）

また、被災地では、阪神・淡路大震災からの創造的復興の取り組みについて、震災5年目に国際的検証を行うとともに、今回、我々は、この10年間の取り組みを通じて、できたこと、できなかったことを確認し、そこから得られた教訓を次世代に発信する復興10年の総合的な検証を行った。

これらの貴重な経験と教訓を、国内外に発信することはもとより、さらに重要なことは、それらの経験や教訓を踏まえた新たな制度や仕組みの具体化や普及を図り、また、検証を引き継いで、大震災についての総合的な調査研究を深め、その成果を将来発生するであろう大規模災害に対する減災や復興に生かしていくことである。そのことは、大震災を経験した被災地の責務であり使命である。

（「1月17日は忘れない」ための取り組みの継続）

阪神・淡路大震災が発生した1月17日は、「防災とボランティアの日」として定められている。被災地としても、この日を特別な日として位置づけ、「1月17日は忘れない」ための取り組みや人と防災未来センターの活動を通じて、震災の経験と教訓を永く語り継ぎ、全国、全世界、そして、後世に生きる人々と共有していかなければならない。